

丹波市婚活マスター結婚相談申込書兼同意書

■誓約事項

- ・20歳以上の独身であり、結婚を前提とした交際を希望しており、結婚後に丹波市に定住します。
(20歳以上の独身であり、結婚を前提とした交際を希望しており、結婚後に丹波市に定住する意思のある者から結婚相談の申し込みをすることについて同意を得ている家族です。)
- ・丹波市暴力団排除条例(平成23年丹波市条例第53号。)第2条第3号で規定する暴力団員でなく、また、過去にもそうではありません。
- ・兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。)第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、また、過去にもそうではありません。
- ・申込書の記載事項及び提出書類は事実と相違ありません。また、虚偽の報告はしません。
- ・提出書類等の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。
- ・紹介を受けた相手について知り得た情報は、第三者に漏らしません。
- ・紹介を受けた相手や婚活マスターに対し、迷惑となる行動はとりません。また、不正な目的のために利用しません。
- ・交際をお断りする場合は婚活マスターに報告し、以後、断った(断られた)相手には連絡しません。
- ・交際開始や結婚を決めた場合は、その状況を婚活マスターに報告します。
- ・交際相手とのトラブル等については、自己責任において処理し、婚活マスターその他関係者に迷惑をかけません。
- ・丹波市が実施する婚活イベントの情報提供及び婚活事業調査(アンケート等)のために、丹波市が個人情報を使用することに同意します。

■情報の登録について

- ・申し込まれた内容を登録します。
- ・登録は2年間有効とし、期間を過ぎた情報は削除します(継続して登録を希望する場合は、再度申し込みしてください。)
- ・登録内容に変更が生じた場合は、速やかに情報の追補(修正)を行います。
- ・登録者は、いつでも登録を取り消すことができます。その際、登録申込書は返却またはシュレッダー処理し、登録された情報は削除します。
- ・虚偽の記載や、婚活マスターその他関係者に対し迷惑行為が判明した場合は、登録をお断りすることがあります。

■個人情報の利用目的・取り扱いについて

- ・申込書等及び登録された情報等は、厳重に管理し、本事業のほか、丹波市が実施する婚活イベントの情報提供及び婚活事業調査(アンケート等)の目的以外に使用することはありません。
- ・婚活マスターに相談した内容を含む個人の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。
- ・お渡しする申込書等の写しについては、婚活マスターにお渡しください。

■紹介等について

- ・登録状況により、希望する条件がそろわないときは、紹介までに日数を要することがあります。
- ・場合によっては、登録期間中、一度もご紹介ができないこともあります。
- ・希望する条件がそろった場合には、紹介等を実施します。
- ・紹介等にかかる費用(飲食費等)は、当事者の負担となります。
- ・家族相談者が本人に婚活マスターによる紹介を受けさせたい場合には、本人からあらためて結婚相談の申し込みをしてください。

■交際・支援等について

- ・お互いが気に入れば、結婚を前提にお付き合いしていただき、お互いの信頼を深めてください。
- ・ここから先はお二人にお任せしますが、交際状況を定期的に報告してください。
- ・必要に応じて婚活マスターが相談にのり、支援いたします。

結婚について紹介を受けたいので、上記事項を順守するとともに同意のうえ、申し込みます。

令和 年 月 日

氏 名
(自署)

.....

※ 申込者の氏名、生年月日、住所が確認できるもの(マイナンバーカード・免許証・保険証等)の写しを提出してください。